

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年12月2日

京都市人事委員会

委員長 金川 琢郎

京都市人事委員会規則第3号

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

別表児童福祉センターの項中「次長」を「発達障害者支援センター長」
に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人事委員会事務局調査課)